

改正案	現行
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）</p> <p>第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 事業年度の末日において、当該保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合に、その旨及びその内容、当該重要事象等について分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容</p> <p>2 （略）</p> <p>第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）</p> <p>第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p>

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四百十三条の二 法第九十九条において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（日本語で記載されたものに限る。）とする。

一～三 (略)

四 前各号に定めるもののほか、第五十九条の二第一項第二号から第六号までに規定する事項に準じた事項

2～5 (略)

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十條の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

五 事業年度の末日において、当該保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四百十三条の二 法第九十九条において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（日本語で記載されたものに限る。）とする。

一～三 (略)

四 前各号に定めるもののほか、第五十九条の二第一項第二号から第五号までに規定する事項に準じた事項

2～5 (略)

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十條の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

(新設)

2  
2  
4 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法  
第二百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
事項とする。

一～五 (略)

六 事業年度の末日において、当該少額短期保険業者が将来にわた  
つて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるよう  
な事象又は状況その他当該少額短期保険業者の経営に重要な影響  
を及ぼす事象(以下この号において「重要事象等」という。)が  
存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等につい  
ての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善  
するための対応策の具体的内容

2  
(略)

第二百十一条の三十八 法第二百七十二条の十七において準用する法  
第二百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
事項とする。

一～三 (略)

四 事業年度の末日において、当該特定少額短期保険業者が将来に  
わたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる  
ような事象又は状況その他当該特定少額短期保険業者の経営に重

2  
2  
4 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法  
第二百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
事項とする。

一～五 (略)

(新設)

2  
(略)

第二百十一条の三十八 法第二百七十二条の十七において準用する法  
第二百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる  
事項とする。

一～三 (略)

(新設)

2

要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

(略)

2

(略)

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第2号（第17条の10関係） （日本工業規格A4）</p> <p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p>年度（又は期）決算公告</p> <p>住所 会社名 代表取締役 氏名</p> <p>貸借対照表（年月日現在）の要旨</p> <p>（生命保険株式会社） （略）</p> <p>（損害保険株式会社） （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。</p> <p><u>① 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第2号（第17条の10関係） （日本工業規格A4）</p> <p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p>年度（又は期）決算公告</p> <p>住所 会社名 代表取締役 氏名</p> <p>貸借対照表（年月日現在）の要旨</p> <p>（生命保険株式会社） （略）</p> <p>（損害保険株式会社） （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。</p> <p><u>① 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第2号の2（第17条の10関係） （日本工業規格A4）</p> <p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p>年度（又は 期） 決算公告</p> <p>住 所 会社名 代表取締役 氏 名</p> <p>貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨</p> <p>（生命保険株式会社） （略）</p> <p>（損害保険株式会社） （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。</p> <p><u>① 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第2号の2（第17条の10関係） （日本工業規格A4）</p> <p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p>年度（又は 期） 決算公告</p> <p>住 所 会社名 代表取締役 氏 名</p> <p>貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨</p> <p>（生命保険株式会社） （略）</p> <p>（損害保険株式会社） （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。</p> <p><u>① 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第2号の3（第17条の10関係） （日本工業規格A4）</p>	<p>別紙様式第2号の3（第17条の10関係） （日本工業規格A4）</p>
<p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p>年度（又は 期） 決算公告 本店の所在地 会社名 代表取締役 氏名 印 貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨</p> <p>（少額短期保険株式会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。 （1） 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別 （2）～（8）（略） 2 （略） （以下略）</p>	<p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p>年度（又は 期） 決算公告 本店の所在地 会社名 代表取締役 氏名 印 貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨</p> <p>（少額短期保険株式会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。 （1） 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無 （2）～（8）（略） 2 （略） （以下略）</p>

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第3号（第29条の6関係） （日本工業規格A4）</p> <p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p>年度（又は 期） 決算公告 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨</p> <p>（生命保険相互会社） （略）</p> <p>（損害保険相互会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。 ① 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(8) (略) 2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第3号（第29条の6関係） （日本工業規格A4）</p> <p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p>年度（又は 期） 決算公告 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨</p> <p>（生命保険相互会社） （略）</p> <p>（損害保険相互会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。 ① 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無 (2)～(8) (略) 2 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第3号の2（第29条の6関係） （日本工業規格A4）</p> <p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p>年度（又は期） 決算公告 住所 会社名 代表取締役 氏名 貸借対照表（年 月 日現在）の要旨</p> <p>（生命保険相互会社） （略）</p> <p>（損害保険相互会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。 ① 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(8) (略) 2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第3号の2（第29条の6関係） （日本工業規格A4）</p> <p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p>年度（又は期） 決算公告 住所 会社名 代表取締役 氏名 貸借対照表（年 月 日現在）の要旨</p> <p>（生命保険相互会社） （略）</p> <p>（損害保険相互会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。 ① 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無 (2)～(8) (略) 2 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第3号の3（第29条の6関係） （日本工業規格A4）</p>	<p>別紙様式第3号の3（第29条の6関係） （日本工業規格A4）</p>
<p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p>年度（又は 期） 決算公告 主たる事務所の所在地 会社名 代表取締役 氏名 印 貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨 （少額短期保険相互会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。 （1） 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況が解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(6) (略) 2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1 貸借対照表の要旨</p> <p>年度（又は 期） 決算公告 主たる事務所の所在地 会社名 代表取締役 氏名 印 貸借対照表（ 年 月 日現在）の要旨 （少額短期保険相互会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。 （1） 継続企業の前提（財務諸表の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(6) (略) 2 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）  （日本工業規格A4）	別紙様式第7号（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）  （日本工業規格A4）
第1～3（略） 第4 （生命保険株式会社）  （損害保険株式会社）	第1～3（略） 第4 （生命保険株式会社）  （損害保険株式会社）
年度（年 月 日現在）貸借対照表	年度（年 月 日現在）貸借対照表
（記載上の注意）	（記載上の注意）
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>① 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況が解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u>	1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>① 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u>
次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別	① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
(2)～(8)（略） 2～7（略） （生命保険相互会社）  （損害保険相互会社）	(2)～(8)（略） 2～7（略） （生命保険相互会社）  （損害保険相互会社）
（記載上の注意）	（記載上の注意）
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>① 継続企業の前提（会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況が解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u>	1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>① 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> <u>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</u>

<p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(23) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(23) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>
---	--

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係） （日本工業規格A4）</p>	<p>別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係） （日本工業規格A4）</p>
<p>第1～3（略） 第4</p> <p>（生命保険株式会社） （略） （損害保険株式会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>① 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(8)（略） 2～7（略） （生命保険相互会社） （略） （損害保険相互会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>① 継続企業の前提（会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、</p>	<p>第1～3（略） 第4</p> <p>（生命保険株式会社） （略） （損害保険株式会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>① 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(8)（略） 2～7（略） （生命保険相互会社） （略） （損害保険相互会社） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>① 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p>

<p>次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(以下略)</p>
---	---

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）  （日本工業規格A4）	別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）  （日本工業規格A4）
第1（略） 第2 連結財務諸表 1（略） 2 連結貸借対照表  (1)（生命保険株式会社及びその子会社等）  (2)（損害保険株式会社及びその子会社等）  (記載上の注意)	第1（略） 第2 連結財務諸表 1（略） 2 連結貸借対照表  (1)（生命保険株式会社及びその子会社等）  (2)（損害保険株式会社及びその子会社等）  (記載上の注意)
1（略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。  (1) <u>継続企業の前提</u> （会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項 ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(4)（略） 3～8（略） (3)（生命保険相互会社及びその子会社等）  (4)（損害保険相互会社及びその子会社等）  (記載上の注意) 1（略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	1（略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。  (1) <u>継続企業の前提</u> （会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② <u>継続企業の前提</u> に関する重要な疑義の有無 ③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の連結財務諸表への反映の有無 (2)～(4)（略） 3～8（略） (3)（生命保険相互会社及びその子会社等）  (4)（損害保険相互会社及びその子会社等）  (記載上の注意) 1（略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

<p>(1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(19) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1) 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を掛かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の連結財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(19) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--	---

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第12号（第137条及び第143条関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>第1・2（略）</p> <p>第3 年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表 （外国生命保険会社等） （略） （外国損害保険会社等） （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>① 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況が解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第12号（第137条及び第143条関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>第1・2（略）</p> <p>第3 年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表 （外国生命保険会社等） （略） （外国損害保険会社等） （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>① 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>(以下略)</p>

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>第1・2（略） 第3</p> <p>年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表 （外国生命保険会社等） （略） （外国損害保険会社等） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況が解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な疑義が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(4)（略） 2～6（略） (以下略)</p>	<p>別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>第1・2（略） 第3</p> <p>年度（ 年 月 日現在）の日本における保険業の貸借対照表 （外国生命保険会社等） （略） （外国損害保険会社等） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無 (2)～(4)（略） 2～6（略） (以下略)</p>

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第15号（第210条の10関係） （日本工業規格A4）</p> <p>第1（略） 第2 連結財務諸表 1（略） 2 連結貸借対照表</p> <p>（1）（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略） （2）（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1（略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 （1）<u>継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であって、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別 （2）～(4)（略） 3～8（略） （以下略）</p>	<p>別紙様式第15号（第210条の10関係） （日本工業規格A4）</p> <p>第1（略） 第2 連結財務諸表 1（略） 2 連結貸借対照表</p> <p>（1）（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略） （2）（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等） （略）</p> <p>（記載上の注意） 1（略） 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 （1）<u>継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② <u>継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</u> ③ <u>当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u> ④ <u>当該重要な疑義の影響の連結財務諸表への反映の有無</u> （2）～(4)（略） 3～8（略） （以下略）</p>

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

<p>改正案</p> <p>別紙様式第 16 号の 17（第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4）</p>	<p>現行</p> <p>別紙様式第 16 号の 17（第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係） （日本工業規格 A 4）</p>
<p>第 1～3（略）</p> <p>第 4 貸借対照表</p> <p>年度（年 月 日現在） 貸借対照表</p> <p>（少額短期保険株式会社）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>（1）<u>継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>（2）～(ロ)（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（少額短期保険相互会社）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>（1）<u>継続企業の前提（会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ <u>当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u></p>	<p>第 1～3（略）</p> <p>第 4 貸借対照表</p> <p>年度（年 月 日現在） 貸借対照表</p> <p>（少額短期保険株式会社）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>（1）<u>継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在場合には、次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ <u>当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</u></p> <p>（2）～(ロ)（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（少額短期保険相互会社）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>（1）<u>継続企業の前提（財務諸表の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ <u>当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</u></p>

<p>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別  (2)～(7) (略)  2～6 (略)  (以下略)</p>	<p>(2)～(7) (略)  2～6 (略)  (以下略)</p>
---	--

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第 16 号の 20(第 211 条の 36 第 4 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連結貸借対照表</p> <p>年度 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該連結会計年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該連結会計年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p>	<p>別紙様式第 16 号の 20(第 211 条の 36 第 4 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p>(略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連結貸借対照表</p> <p>年度 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(1) 少額短期保険株式会社及びその子会社等 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の連結財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(2) 少額短期保険相互会社及びその子会社等 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p>

<p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の連結財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>
---	--

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>別紙様式第 16 号の 25（第 211 条の 81 第 2 項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 1 (略) 第 2 連結財務諸表 1 (略) 2 連結貸借対照表</p> <p>年度（年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p>(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) (略)</p> <p>(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 (略) 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提（会社計算規則第 100 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(17) (略) 3～9 (略) (以下略)</p>	<p>別紙様式第 16 号の 25（第 211 条の 81 第 2 項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 1 (略) 第 2 連結財務諸表 1 (略) 2 連結貸借対照表</p> <p>年度（年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p>(1) (生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) (略)</p> <p>(2) (損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等) (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 (略) 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無 ③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の連結財務諸表への反映の有無 (2)～(17) (略) 3～9 (略) (以下略)</p>